



2017年11月19日(日) 13:30より、つくば市・大穂交流センターにおいて、弁護士・谷萩陽一氏をお招きして、講演と対話の集いを開催しました。集会には31名の方々が参加し、安倍9条改憲の問題点と狙い、改憲阻止のための運動について、深く学ぶことができました。山本千秋氏の司会の下で、手島昌己氏が開会挨拶を述べられ、90分にわたる谷萩陽一氏の講演が行われました。全体討論では質疑応答と大変活発な討論がなされ、最後に武田潔氏が閉会の挨拶と終会のまとめを述べ、16:40に終了しました。講演概要とアンケート結果を掲載します。

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

『第22回講演と対話の集い』

第1部 講演 (13:40~15:10)

「安倍首相による9条改憲のねらいと闘いの展望」 谷萩陽一氏 (水戸翔合同法律事務所所長)

安倍首相は、就任当初から改憲に意欲を示してきましたが、今年5月3日のビデオメッセージ以来、「憲法9条に自衛隊を明記する」という案を示し、2020年までに改憲を実現するとしています。
「安倍改憲」のねらいは何か、阻止するにはどうするか、一緒に考えてみたいと思います。



第2部 全体討論 (15:25~16:30)

司会：山本千秋氏

『講演概要』

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会、第22回対話集会

安倍首相による9条改憲のねらいとたたかひの展望

弁護士 谷萩陽一 (2017.11.19)

1 この間の動き

2017.5.3 安倍首相のビデオメッセージ

読売新聞インタビューで

「9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を憲法に書き込む」

「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」

*「憲法尊重擁護義務違反」との批判

7.2 東京都議選 自民党大敗 58議席から23議席に

内閣支持率低下 (7.15 共同通信 35.8% 7.24 毎日新聞 26%)

*森友・加計学園問題での不信

8.3 内閣改造 首相記者会見で「スケジュールありきではない」

「これからは(憲法問題は)党主導で」上川氏法務大臣に後任の自民党憲法改正推進本部事務局長に岡田直樹 事務総長新設し根本匠就任 本部長補佐に萩生田光一

*事務方を側近で固めつつ幹部に挙党体制 党主導で改憲案のとりまとめ

8.7 「美しい日本の憲法をつくる国民の会」共同代表桜井よし子 テレビ番組で「安倍さんは天命だと思って、死ぬ気になって(改憲を)やるべきだ。」

8. 15 日本会議主催の靖国神社集会で「英霊にこたえる会」寺島泰三会長「次期臨時国会で質疑をして、明年にも国民投票とまで言われている。」「美しい日本の憲法をつくる国民の会」登壇者「来年の国民投票のときに憲法改正を実現したい」

* 支持基盤である右翼勢力の強いつきあひ

8. 29 高村副総裁 麻生派研修会で講演「今年の臨時国会で自民党案を出すのは、憲法審査会の中で各党の議論をできるだけ長くやるということ」「自民党だけで拙速にやれということではなく、できるだけ憲法審査会の中で、来年の通常国会の冒頭から審議ができる。これは内閣は関係ないから、予算があがってなくてもできる。それで衆参とも3分の2で改正案をつくって発議する。」

* 来年6月に改憲発議、の目標に向けて党主導で国会審議を進めるスケジュール明示

9. 2 民進党代表選で前原誠司代表就任 野党共闘の「是非も含めて見直す」「理念の違う政党との共闘は難しい」

9. 12 自民党憲法改正推進本部9条改定・緊急事態条項・参院合区解消と選挙制度・教育無償化の4テーマで2巡目の議論

* そのまま衆議院選の自民党公約に

保岡本部長会見「(来年6月発議の) 目標を取り下げるつもりは毛頭ない」

9月中旬 安倍首相 特別国会冒頭での解散総選挙の意向

* 国会での疑惑追及を避ける・野党分断の好機・任期満了近い解散は不利

9. 25 希望の党結成

9. 28 衆議院解散

9. 28 民進党両院議員総会で民進党への「合流」決定

10. 3 立憲民主党結成

10. 22 総選挙 自民公明で3分の2を維持

11. 1 第4次安倍内閣発足

11. 17 安倍首相所信表明演説 改憲へ向けた議論を

2 安倍9条改憲論の問題点

(1) 国会の憲法改正発議権の侵害

総理大臣の憲法尊重擁護義務違反

憲法改正は国会のみができる制度の侵害

* 「立法府の長」発言

「安倍一強」下での影響力

(2) 「9条3項」によって9条2項を死文化するおそれ

ア 2項と矛盾する3項

「陸海空軍その他の戦力」

英文で land, sea, and air forces, as well as other war potential

自衛隊は Selfe-Difense Forces = 「矛盾」

「後法は、前法を廃する」= 2項は廃止・死文化

イ 整合的解釈の方法

従来の政府解釈

「自衛のための必要最小限度の実力を超えるものが『戦力』

「自衛のためであっても『戦力』は持てない」

* 保岡興治・自民党憲法改正推進本部長「政府解釈を1ミリも動かさないで自衛隊を明確に位置づける方向で進めていく」(毎日新聞2017年6月13日)

整合的に解釈しようとするれば

「3項にいう自衛隊とは、『戦力』に当たらないものをいう」

とするか または、

「1項は侵略戦争を禁止したもの。2項も侵略的戦力を禁止したもの」

「自衛のための戦力は禁止されない」とする(芦田解釈)。

ウ 整合的解釈の限界と危険性

政府解釈を維持するとしても・・・

一方で 解釈論としての限界を超えたとの批判

他方、自衛隊を規制する規範としての機能の低下

「持てない」規定と「持って良い」規定の機能の違い。

さらに、安保法制のもとで、「自衛のための必要最小限度」の意味も変容している。

「存立危機事態」(我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態)における武力攻撃(「存立危機武力攻撃」)を排除するために必要な『戦力』も容認される。

エ 「交戦権を持たない」規定の意味の変容

「交戦権」とは 「国が戦争をする権利」ではない

「交戦者が武力紛争上有する権利」のこと

* 政府解釈「交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵士の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領地行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶の拿捕等の権利を行うことを含む」

「武力行使の三要件を満たす武力の行使は、我が国防衛するための必要最小限度の実力の行使であるから、交戦権の行使とは別のものである。」

これまでは、海外派兵しても相手国兵士の殺傷はできないと解釈。

3項新設のもとでの「交戦権」のありかた

「自衛のための戦争に伴う交戦権は行使できる」とせざるを得ない。⇒交戦権禁規定の死文化

(3) 3項を設けることの政治的意味

ア 容認される「自衛隊」は安保法制下の自衛隊である。

「安保法制は憲法違反」との主張が封じられる。

憲法改正時の自衛隊はもはや安保法制前の自衛隊ではないから。

「集団的自衛権は憲法違反」とはいえなくなる。

「少なくとも安保法制の「存立危機事態」の集団的自衛権行使のために行動できる自衛隊」が憲法上容認される。

しかし、下位法である安保法制が上位法である憲法の解釈根拠

のために行動できる自衛隊」が憲法上容認される。

しかし、下位法である安保法制が上位法である憲法の解釈根拠になることはありえない。

そもそも、自民党改憲草案では、「自衛権」の中に集団的自衛権も含まれる、との解説。

→結局は解釈によって「集団的自衛権の範囲」は無制限に拡がり得る

イ 2項削除・さらなる改憲への布石

日本会議は9条加憲を憲法改正の「第一段階」と位置付け

*伊藤哲夫「問題は九条二項にあり、現在の二項を削除して、自衛隊を世界の国々が保持している「普通の軍隊」として位置付けることが最もストレートな解決方法だと言えます。」

2項との矛盾解消は必然的

軍法会議・軍事裁判所の創設・国家緊急権など改憲の続き

自民党2012年憲法改正草案=2項削除・国防軍の創設へ向けた動き

(4) 3項の波及効果

憲法にはじめて「軍隊」が規定されることに伴う効果

ア 際限ない「戦力」の保持

「他国に対して侵略的脅威を与えるような武器、ICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母は持てない」という従来の解釈は破棄

イ 徴兵制・徴用制の合憲化

従来の政府見解は、「平時・有事問わずに憲法13条、18条などの規定の趣旨からみて許されない」しかし、自衛隊が憲法に規定されることで自衛隊が憲法的公共性を備える

ウ 自衛隊の軍事規律の強化

敵前逃亡は現行自衛隊では懲役7年以下の懲役又は禁固

しかし、一般に敵前逃亡は死刑。自衛隊の憲法的認知により死刑も。

エ 軍事機密の横行

特定秘密保護法による防衛秘密が規定。

これを憲法違反とはいかなくなり、さらに情報公開の制限

オ 自衛隊のための強制的な土地収用

現行土地収用法では「公共の利益になる事業」に該当せず。

自衛隊の百里基地 平和公園の収用も

カ 自衛隊基地訴訟への影響

飛行差し止め、損害賠償の請求にあたって、自衛隊の公共性・公益性を争えなくなる。

キ 軍事費の増大

従来はGNP比1%を大枠で維持

しかし、自衛隊が憲法的公共性をもつことによって1%枠の撤廃が容易に

ク 産軍複合体や産学共同体の完成へ

武器輸出三原則が安倍内閣下で防衛装備移転三原則に

3 その他の安倍改憲のねらうもの

(1) 衆議院選挙の公約の4項目

ア 9条に自衛隊を明記

イ 緊急事態対応

ウ 教育の無償化

エ 参議院の合区の解消

*ウは憲法を変える必要なし エは抜本的是正こそ必要

*「受けの良い」事項との抱き合わせの意図

(2) 国家緊急権について

ア 本来の国家緊急権とは

「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」

イ 災害対策としての国家緊急権は必要か

ウ 国家緊急権の行使の実例 その1 フランス

緊急状態法 1955年4月3日法から

公序に対する重大な侵害から生じる差し迫った危機に際して

居所指定、行政家宅捜索、集会・結社の禁止

エ 国家緊急権の行使の実例 その2 ナチスドイツ

オ 「限定的」国家緊急権なら良いか

4 国民投票法の不備

(1) 最低投票率の定めがない

(2) 有効投票の2分の1

(3) 個別投票が一括か定めず

(4) 熟慮期間の不足 30日から90日

(5) 国民投票運動の制限

→発議させないたたかいか大事

5 阻止のための運動と展望

(1) 世論の状況と安倍の対応

9条加憲に対する世論

安倍首相に対する支持率

内閣支持率

(2) 安保法制反対のたたかいか

*「安保法制のようにたたかおう」

(3) 市民と野党の共同

市民連合の活動と野党統一候補

(4) 核廃絶条約へ向けたたたかいかと運動

(5) 「総がかり行動を超える総がかり運動を」

安倍9条改憲No! 全国市民アクションの結成

全体討論の記録と「第22回講演と対話集会」のまとめ「講演要旨と討論の記録」は次号「研学9条ニュース」に掲載します。

[アンケート回答一覧]

1. 本日の「講演と対話の集い」は如何でしたか、ご感想をお聞かせ下さい。

- ◎ 初めて参加しました。参加者が思ったより少ない。講演はわかりやすかった。知らないことが、参加者の発言にあった。
- ◎ 順を追った報告者のお話は十分納得しました。
- ◎ 時宜にかなったテーマで、谷萩先生の話は流れがわかりやすく、特に9条改定については、法的な揺らぎが大きいことがよくわかった。(ただ、一定のインテリ層でないと、そのことを改憲反対の論議の材料にするのは難しいのではないか。) 全体討論については、会場が全席前向きで交流しにくかったこと、質問と討論が分けて進められず、流れが作れなかった(発言が絡まなかった)ことが残念。
- ◎ 「同じ志の方の集い」でしかなかったようなのが残念。
- ◎ とても有意義な集いだったと思います。先生の話は少々難しい点もありましたが、これからまわりの人に話をするのに役立つものだと思います。また、皆さんからの意見が様々な観点から出されて勉強になりました。
- ◎ 3項の波及効果が具体的にわかってよかった。
- ◎ 総選挙後、安倍政権による9条改憲を許さない戦いが重要な局面となっているときに、タイムリーなテーマでの講演でとてもよかった。
- ◎ わかりよいお話をしていただき大変有難うございます。
- ◎ 新聞などでおいていたテーマをまとめて勉強することができて、とてもためになった。ファシズムとリベラルの戦いは、人間の自由と尊厳をめぐる戦いだ。ここで終わるわけにはいかない。知識が増えて、とても助かった。

2. 憲法9条についてのお考えがあればお聞かせ下さい。

- ◎ わからない。
- ◎ 自衛隊の実像を知りたい。
- ◎ 「戦争」と「経済」(金儲け)の関係について本質がわかるような話が聞きたい。
- ◎ 各地に「憲法守る会」があるように思いますが、それぞれのグループはどのような活動されているのかお聞きしたい。
- ◎ 菅野完(すがのたもつ「日本会議の研究」の著者) <--- 満州右翼の人脈と新興宗教、日本会議の描く青写真の分析。

3. 憲法9条を変えさせないために、どうしたらよいと思いますか?

- ◎ わからない。
- ◎ ある発言者(討論の時間)のように、あたり前の会話の

中に持ち出すことです。

- ◎ 「戦争」というのは「正義」のためでも「自衛」のためでもなく、一部の権力的、経済的な「強者」の「利得」のために恣意的に引き起こされるものだという認識を広めていきたい。
- ◎ むずかしいですね。自民一強下で国民運動を盛り上げることなのでしょうか?
- ◎ 特効薬があるわけではないので、やはり広範な人々と力を合わせて、運動を広げていくことかと思います。多くの方がまだまだ関心も知識も少ないです。
- ◎ わかりやすく人に話ができるように。
- ◎ 憲法9条を変えたら、日本がどうなるのか、自分たちの暮らしがどう変わるのかを具体的に伝えていくことが大事だと思った。軍備の増強と防衛産業(軍事産業)との関係、経済問題との関係をもっと重視する必要があると思う。平和憲法の下でこそ経済の永続的発展も可能となることをわかりやすく、提示することが必要ではないか。
- ◎ 頑張るしかない。3000万署名の成功を!
- ◎ 日本会議・かいらいの安倍内閣が、ヤクザの様な実態であることを宣伝する、たとえば、森友学園の洗脳教育報道の衝撃が大きかったという・・・。籠池氏は生長の家信者で日本会議のメンバーである(日本会議の中心は生長の家)。

4. 筑波の研究所・大学9条の会へのご要望、ご意見などがありましたら、ご記入ください。

- ◎ 若い人たちがもっと参加できるようにしていったらよい。この前の選挙で、若い世代は保守党に投票した人が多いとマスコミが報道していた。若い人をたくさん参加してもらうことが必要ではないか。我々はもうすぐ引退する。
- ◎ 今回の参加者以外に、若い研究者・大学関係者がどれほどいて、どう活動されているのでしょうか。
- ◎ 阻止の為、運動の具体性をお聞きしたい。
- ◎ 自分もメンバーでありながら、あまり関わってなくて・・・。現役世代に広げていくことが必要ですが、ほとんど退職者となっている現状ですが、職場の人に広げる努力をお願いしたい。
- ◎ 防衛省がスポンサーの予算より、文科省がスポンサーの予算を増やせ..!!、という運動をしてはどうか...?? 壊憲派の本丸は日本会議です。まず、少なくとも国会でウソをついた安倍首相を・・・すべきです。アタマがかわれば、・・・(判読困難)・・・

----- 本日の参加者は31名でした。

- アンケート回答 : 9名
- アピール賛同署名 : 2筆
- 安倍9条改憲NO!
3000万署名 : 1筆

なお、19名の方からカンパを頂きました。

事務局より

- ◎ ニュースの原稿を募集しています。
- ◎ 「会」へのお問い合わせは
安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884
武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

これまでの賛同者数 839名
2017年11月30日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。